

アニマルウェルフェアに関する新たな指針についての各地方ブロック説明会
(令和5年9月 オンライン開催)

アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について

令和5年9月

農林水産省 畜産局 畜産振興課

1 アニマルウェルフェアの基本的な考え方について

家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (WOAH)※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

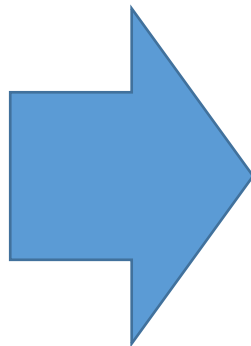
○「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理



家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

良好な家畜のアニマルウェルフェア

「5つの自由」とは、

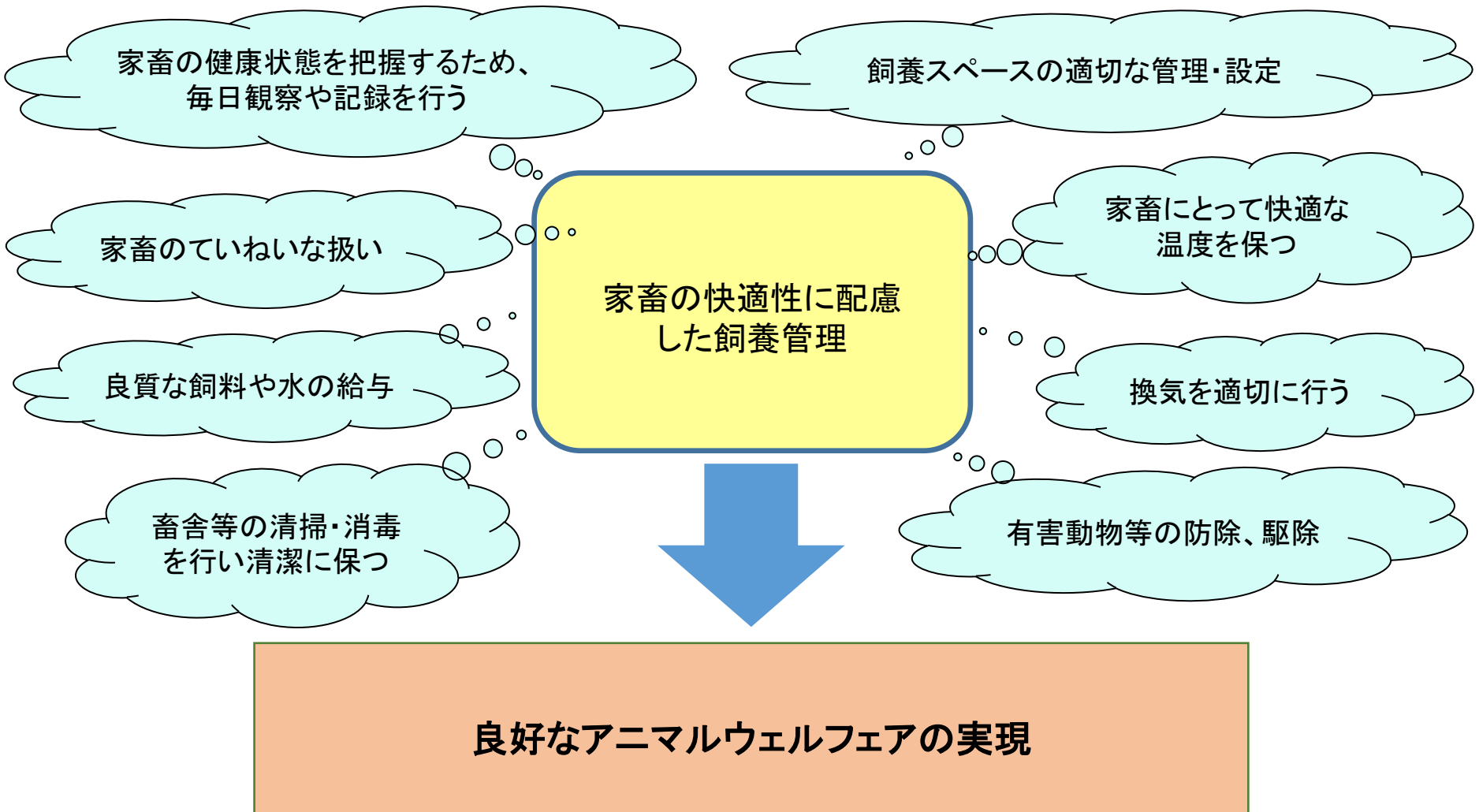
- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関

これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

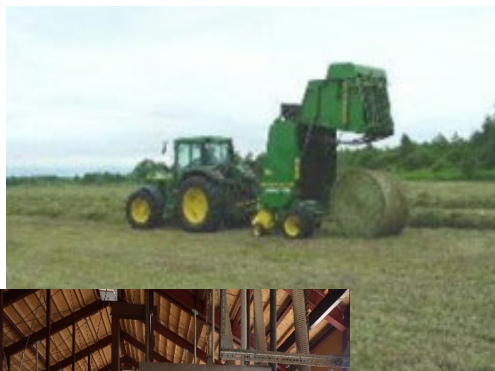
- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



【現場での実践例】 飢え、渇き、栄養不良からの自由

- 清潔で新鮮な水の給与と適切な栄養管理を行うことが大切。
- 適切な栄養状態を維持するためには、家畜の毎日の観察が大切。

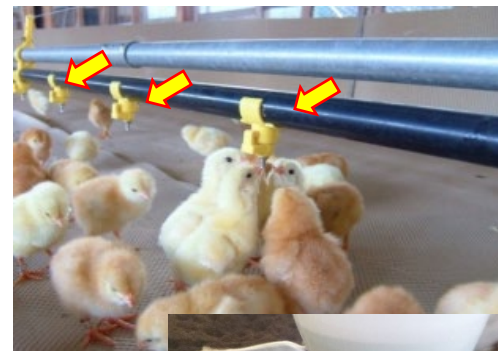
具体例



草食動物への良質な牧草の給与
自動給餌機による適切な飼料給与



健康状態を保つため、飼槽や
水槽のチェックと清掃



群内の争いを極力減らすため、
一度に多くの個体が食べたり
飲んだりできる給餌器や飲水
器の使用

【現場での実践例】 身体的、熱の不快さからの自由 恐怖及び苦悩からの自由

- 夏場の暑熱対策や冬期の寒冷対策を、畜種ごとの特性や月齢に応じて取ることが大切。
- 家畜を驚かせたりしないよう動物の取扱いを把握することが大切。

具体例



ミストの噴霧と換気扇による
畜舎の冷却



保温性に優れたジャケットを
着た子牛



牛が逃走を開始する
距離を事前把握



自動換気装置による
温度などの管理



ガスストーブによる
ひよこの保温

【現場での実践例】 苦痛、傷害及び疾病からの自由 通常の行動様式を発現する自由

- 畜舎の設計に際しては、家畜の行動様式に配慮するとともに、換気量の十分な確保や畜種の習性に応じた十分な光量の確保、清潔さを保てる材質の選択などが大切。
- 家畜の行動を日々観察することによって施設の問題を把握し、対策を講じていくことが大切。

具体例



天井からの採光や
換気扇の設置



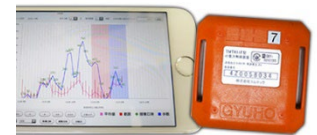
おがくずを床に敷いて、
清潔さが保たれている畜舎



バーンスクレーパーによる適時の除糞



搾乳ロボットにより乳が
張れば、牛が自ら行動
し、乳房炎を予防



センサーによる
行動観察

2 アニマルウェルフェアに関する国際基準について

国際獣疫事務局 (WOAH) について

(WOAH: World Organisation for Animal Health)

WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性(AMR)対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。

世界貿易機構(WTO)の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

本部所在地 : フランス・パリ

設立年月日 : 1924年(大正13年)1月25日

日本の加盟年月日: 1930年(昭和5年)1月28日

加盟国数 : 182か国・地域(2023年3月現在)

事務局長: モニーク・エロワ(2016年1月就任、フランス出身)

組織: 総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター(リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター)から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



WOAHコード(陸生動物衛生規約)

- WOAHCコードは、国際貿易、衛生措置及びアニマルウェルフェアの国際基準であり、加盟国が国内規制を検討する際に参照されるべきとされている。

第1巻:一般規定

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 疾病の予防及び防疫

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 アニマルウェルフェア

第2巻:WOAHリスト疾病に対する勧告

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部～15部

鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚の疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	動物の陸路輸送
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
第7.6章	疾病の管理を目的とした動物の殺処分
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚の生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品ののための虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会における投票の結果、採択されなかった。

採卵鶏のWOAHコード案の状況

- 採卵鶏については、令和3年5月のWOAH総会において、バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める案が提案されたが、賛否両論あり非採択となった。
- 令和4年以降のWOAH総会においても、これまでに新たな案の提出はなされていない。

令和3年5月のWOAH総会に提案されたコード案

- ・バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める。
- ・砂浴びの区域、ついでみの区域、営巣の区域、止まり木を設置する場合の留意事項を示す。

加盟国の意見

アイルランド
(EU27カ国を代表)

止まり木等について「望ましい」では**不十分**であり、
支持できない。

日本

案を支持。

米国

案を支持。

多くの国が懸念を示す
止まり木等の「望ましい」との表現を削除

チリ

一部の提案は、すべての生産システムに適応可能な内容になっておらず、生産体制の変更を強制するような内容になっていることから、**修正**すべき。

セネガル
(アフリカ地域53カ国を代表)

案を支持。

NZ

止まり木等について「望ましい」では不十分であり、
「設置すべき」との修正が望ましく**棄権する意向**。

英国

止まり木等の強く動機づけられた行動の実現が十分確保されていない懸念はあるが、すべての国が直ちにに取り組むことは困難であることは事実であり**案は支持**。

カナダ

案を支持。

軽微な修正で採択されるのであれば、修正は受け入れる。

2/3の支持が得られず、不採択となった。

3 アニマルウェルフェアに関する国の新たな指針について

アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、WOAHコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



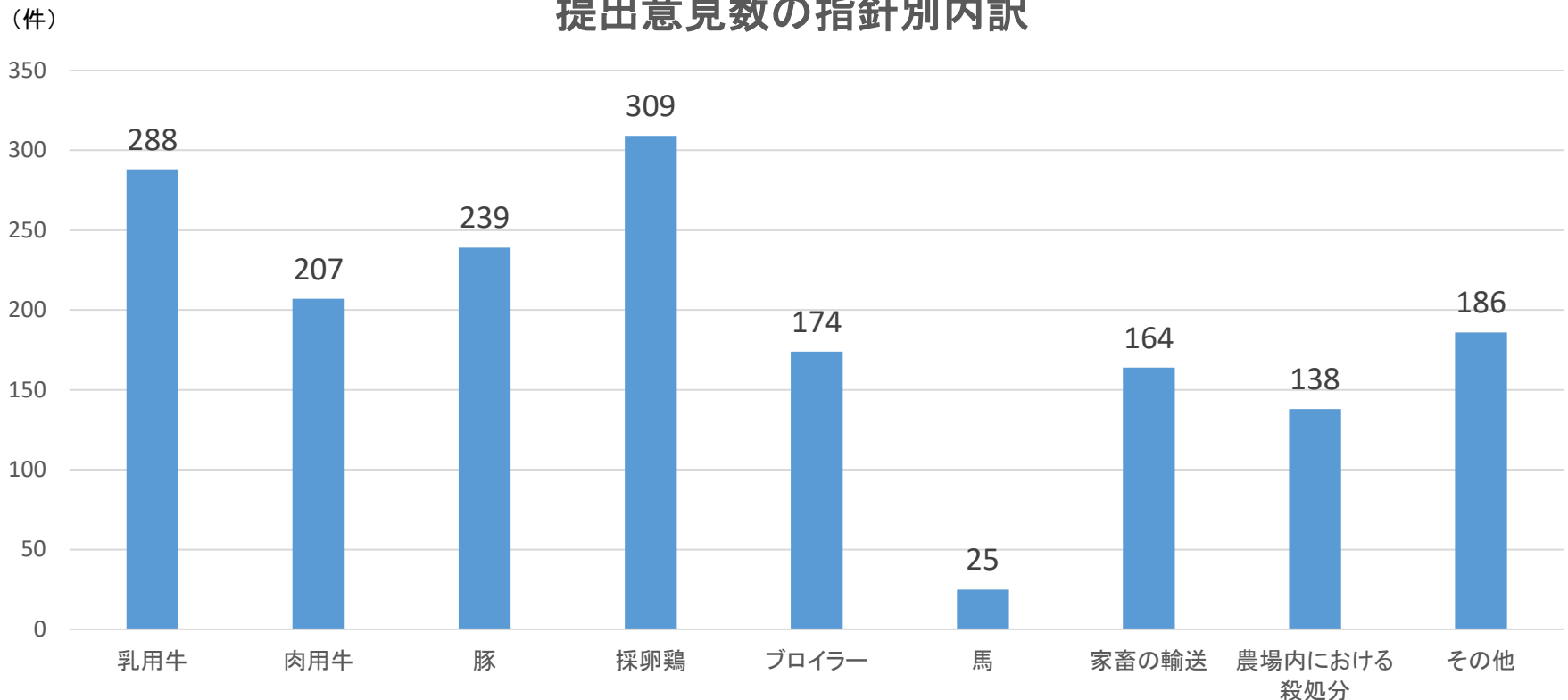
新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、WOAHコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)についての パブリックコメントの結果概要

- 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)について、令和4年5月23日～6月21日の1か月間、パブリックコメントを実施。
- **1,730件の意見等の提出**があり、内訳は、**採卵鶏が309件(18%)**で最も意見の提出数が多く、次いで**乳用牛が288件(17%)**、**豚が239件(14%)**、**肉用牛が207件(12%)**との順であった。

提出意見数の指針別内訳



指針(案)への意見等を踏まえた指針横断的な修正方針

- 指針は、生産者のみならず、国民の皆様にご理解頂きたいことから、記述内容の統一を図れる事項は統一し、各畜種固有の事情がある事項はその旨が分かるよう整理しました。
- 「WOAHコードにおいて“should”で記載されている事項」は、原則全て【実施が推奨される事項】に記述することとしました。
- 「測定指標」は、「参考」としていましたが、指針の構成項目であることを明らかにするため、タイトルから「参考」を削除し、他の項目と同列扱いであることが分かるようにすることとしました。
- 「1頭又は1羽当たりの飼養スペース」に関する記述は、WOAHコードに記載がないため、Q&Aに参考文献等を示すこととし、指針から削除しました。
- 「各飼養方式のメリットとデメリット」は、WOAHコードに記載がある場合のみ指針に記述し、それ以外は、Q&Aにファクトベースの記載を記述することとしました。
- チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家が自ら確認するツールであること等から、指針から削除し、別途HPへ掲載することとしました。
- 「殺処分」との用語は、既存の公文書の引用や法律等に基づく行為について用いることとし、農場では動物の命を大切に扱って頂きたいことから、「安楽死」という用語を用いることとしました。

乳用牛の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

主な意見

- 除角
 - WOAHコードでは、摘芽を実施する場合は、麻酔及び無痛法の使用が強く推奨されている。このため、除角する場合は、常に麻酔及び無痛法を使用するよう追記すべき。
- 断尾
 - 断尾は禁止すべき。搾乳時に邪魔だからという人間本位な理由で体の一部を切断することを認めるべきではない。
- 飼養方式
 - スタンションの使用を禁止すべき。
 - 【将来的な実施が推奨される事項】に、「搾乳牛を24時間常時繋ぎ飼いにしてはいけない」と記載すべき。
- 「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、運動が十分にできるようにする」と記載されているが、周辺環境や農場の広さ等により、運動させることができない農場があることを留意すべき。

指針での対応

- 除角
 - 除角によるストレスが少ない角が未発達な時期(遅くとも生後2か月以内)に除角する場合は、「獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される」、角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合は、「常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う」と追記することとしました。
- 断尾
 - 指針(案)の「断尾は実施しない」との記載を一部修正し、「牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、断尾は行わない」と記述することとしました。
- 飼養方式
 - WOAHコードでは、繋ぎ飼い自体は否定されていません。しかし、指針(案)の記載を一部修正し、「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする」と記述することとしました。また、併せて、指針(案)の「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする」との記載を引き続き記述することとしました。
 - Q&Aにおいて、「運動場のない牛舎では、例えば週1回、牛舎内の利用可能なスペースを活用して牛の運動の時間を確保する」等と記述し、まずは出来る取組から始めていただき、徐々に改善していただくよう生産者をお願いすることとしました。

肉用牛の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

主な意見

- 除角
 - ・ 乳用牛のWOAHコードを参照し、「摘芽を実施する場合は、麻酔及び無痛法の使用が、強く推奨される」を追記すべき。
- 断尾
 - ・ 乳用牛の指針(案)と異なり、断尾に関する記述がないため、肉用牛では断尾が許容されるとの誤解を生じさせる可能性がある。
- 去勢
 - ・ 去勢は麻酔を使用して行うべき。
- 鼻環
 - ・ 鼻環は鼻に痛みを与えて牛を制御する器具であり、アニマルウェルフェア上使ってはならないことを明記すべき。
- 飼養方式
 - ・ 「拘束飼育はアニマルウェルフェア上の問題につながるため廃止が必要である。」を追記すべき。

指針での対応

- 除角
 - ・ 肉用牛に加え乳用牛のWOAHコードも参照し、除角によるストレスが少ない角が未発達な時期(遅くとも生後2か月以内)に除角する場合は、「獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される」と追記し、角が発達し頭蓋骨に付着した後に除角する場合は、「獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される」と追記することとしました。
- 断尾
 - ・ 我が国の肉用牛はほとんど断尾されないため、指針(案)に記述していませんでしたが、乳用牛と同様に、「断尾は行わない」と追記することとしました。
- 去勢
 - ・ WOAHコードを参照し、「可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法及び時期について獣医師の指導を求め、(中略)3か月齢を超える牛を去勢する場合、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」と記述することとしました。
- 鼻環
 - ・ WOAHコードでは、鼻環に関する記載はありませんが、指針(案)の「鼻環を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を生じさせないよう、素早く適切な位置に装着する」、「鼻環を装着した後は、過度に捻る等の不適切な使用はせず、誤って牧柵等に鼻環を引っかけて牛が損傷しないよう注意する」との記載を引き続き記述することとしました。
- 飼養方式
 - ・ WOAHコードでは、繋ぎ飼い自体は否定されていません。しかし、指針(案)の「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする」との記載を引き続き記述することとしました。

豚の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

主な意見

- 巢材
 - ・ 母豚が利用できる巢材とは、どのようなものか。
- 去勢、歯切り、牙切り、断尾
 - ・ 無麻酔での外科的処置を禁止すべき。特に、去勢、歯切り、牙切り、断尾は、不要な処置であり禁止すべき。
- ・ 「歯切りは歯の先端のみにやすりを使うこととする。ニッパーは歯が割れるリスクが伴うため使用しない」を追記すべき。
- 飼養方式
 - ・ 「繁殖雌豚は群で生活することを好む」と記載されているが、競争や闘争が起こる場合があるため、「可能であれば」を追記すべき。
 - ・ 「妊娠した雌豚や未経産雌豚はなるべく群で飼うよう努める」との記述は、【将来的な実施が推奨される事項】ではなく【実施が推奨される事項】に変更すべき。
- ・ 妊娠ストール及び分娩ストールを禁止すべき。

指針での対応

- 巢材
 - ・ 巢材の候補として、稲わら、麦わら、乾牧草、おが粉等が考えられることについて、Q&Aに具体的に記述することとしました。
- 去勢、歯切り、牙切り、断尾
 - ・ WOAHCコードでは、去勢、歯切り、牙切り、断尾自体は否定されておりましたが、指針(案)の「豚の痛みを可能な限り少なくする方法で行う等の条件を満たした上で実施する」との記載を引き続き記述することとしました。
- ・ 歯切りを行う際に注意いただきたい事項として、「ニッパーで切断する場合、歯が割れるリスクがあるので、適切な器具を用い、切断する位置に注意して行う」と追記することとしました。
- 飼養方式
 - ・ WOAHCコードでは、「妊娠中の成熟した雌豚や未経産雌豚は、群で飼うことが望ましい」と記載されているため、指針(案)の【将来的に実施が推奨される事項】の「繁殖雌豚はなるべく群で飼うよう努める」との記載を引き続き記述することとしました。
- ・ WOAHCコードでは、妊娠ストール及び分娩ストールで飼養すること自体は否定されていませんが、「ストールで飼養する場合、他の豚から損傷を受けることなく快適に横臥できる適切な大きさのストールを用いる」等を追記することとしました。

採卵鶏の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

主な意見

- 観察・記録
 - 観察は少なくとも1日2回に変えること。
- 羽つき防止(ビークトリミング)
 - ビークトリミングは原則禁止にすべき。やむを得ず実施する際は、赤外線方式に限定すべき。
 - ビークトリミングはほとんどの生産者が行っているため、「最終的な手段として」との記述は削除すべき。
- 誘導換羽
 - 誘導換羽はどのような方法であっても行ってはならないと追記すべき。
 - 誘導換羽では経営上難しいため、強制換羽の継続を望む。
- 鶏舎、飼養方式
 - 開放型鶏舎を推奨すべき。ウィンドウレス鶏舎を廃止すべき。
 - バタリーケージでの飼養を禁止すべき。
 - 「放し飼い、平飼いの順に、高いアニマルウェルフェアであると評価される」と追記すべき。
- 付帯設備
 - 付帯設備(砂浴びエリア、ついでみエリア、営巣エリア、止まり木)の設置を必須とすべき。
 - 経営上及び衛生上の問題から、【将来的な実施が推奨される事項】であっても、付帯設備を設けることには反対である。



指針での対応

- 観察・記録
 - WOAH事務局案では、1日に複数回観察することは求められていませんが、指針(案)の「少なくとも1日に1回は行う。特に、飼養環境が変化した直後等は観察の頻度を増加させる」等の記載を引き続き記述することとしました。
- 羽つき防止(ビークトリミング)
 - WOAH事務局案では、「有害な羽つきの防止に効果があるとされる管理措置が成功しない場合、ビークトリミングは最終的な手段として考慮され得る」と記載されているため、同様の記載を追記することとしました。また、赤外線照射を用いる方式の紹介を追記することとしました。
- 誘導換羽
 - WOAH事務局案では、適切な管理下における断餌を伴わない誘導換羽は認められているため、指針(案)の記載を修正し、「24時間以上の絶食は行わない」等を追記することとしました。
- 鶏舎、飼養方式
 - WOAH事務局案では、「採卵鶏の良好なアニマルウェルフェアの成果は、様々な飼養システムによって達成され得る」とされていることから、同様の記載を追記することとしました。
 - WOAH事務局案では、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はないため、各飼養方式のアニマルウェルフェア上の評価は記述しないこととしました。
- 付帯設備
 - WOAH事務局案では、付帯設備の設置は‘should’ではなく、‘desirable’と記載されています。このため、WOAH事務局案に従い、指針(案)の【将来的な実施が推奨される事項】において、各付帯設備を設置する際の留意点を引き続き記述することとしました。

ブロイラーの飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

主な意見

- 観察・記録
 - 観察は少なくとも1日2回に変えること。
- 鶏の取扱い
 - 「治療的ビークトリミングが必要な場合について、可能な限り若齢の時に実施し、痛みを最小限に抑え」と記載されているが、痛みを最小限に抑えるための具体的な内容が不明であることから、説明を追記すべき。
- 鶏舎
 - 開放型鶏舎は自然光が入り、ウィンドウレス鶏舎は自然光を遮断する特徴が、アニマルウェルフェアにどのように寄与しているかを追記すべき。
- ブロイラー以外の肉用鶏の取扱い
 - 「地鶏においても準用する」と記載されているが、地鶏は飼養期間や飼養密度等がブロイラーと全く異なるため、同じ対応とすべきではない。

指針での対応

- 観察・記録
 - WOAHコードでは、1日に複数回観察することは求められていませんが、指針(案)の「少なくとも1日に1回は行う。特に、飼養環境が変化した直後等は観察の頻度を増加させる」等の記載を引き続き記述することとしました。
- 鶏の取扱い
 - WOAHコードでは、痛みを最小限に抑えるための具体的な内容は記載されていませんが、指針(案)の記載を一部修正し、「熟練した者が可能な限り若齢の時に実施し、痛みを最小限に抑え」と記述することとしました。
- 鶏舎
 - WOAHコードでは、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はないため、各鶏舎のアニマルウェルフェア上の評価は記述しないこととしました。
- ブロイラー以外の肉用鶏の取扱い
 - 地鶏等、ブロイラー以外の肉用鶏とブロイラーとでは、飼養期間や飼養密度等が異なる場合もありますが、【実施が推奨される事項】及び【将来的な実施が推奨される事項】は、地鶏等の飼養においても参考となる事項が多いことから、その生産の際に参考としていただきたいため、「準用する」との記載を引き続き記述することとしました。

馬の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

主な意見

- 観察・記録
 - 観察は少なくとも1日2回に変えること。
- 母子分離及び離乳
 - 「人為的に離乳を行う場合は、6か月齢頃に離乳を行うことが望ましい」と記載されているが、「人為的な離乳を行う場合、必ず6か月齢以降に離乳を行う」に改めるべき。
- 去勢
 - 去勢について、「必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」と記載されているが「必ず獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」に改めるべき。
- 飼養方式
 - 舎飼いであっても、1日1回は必ず放牧させ、十分な運動や行動ができるようにすることを記載すべき。

指針での対応

- 観察・記録
 - WOAHコードでは、観察の頻度に関する記載はありませんが、他の畜種の指針の記載と並びを取り、指針(案)の「少なくとも1日に1回を行う。特に、飼養環境が変化した直後等は観察の頻度を増加させる」等の記載を引き続き記述することとしました。
- 母子分離及び離乳
 - WOAHコードでは、離乳に関する記載がないことから、指針(案)は、『軽種馬飼養標準』(日本中央競馬会 2004年版)において「離乳は(中略)通常は生後6か月前後で行うのが適当とされている」と記載されていることを踏まえ記述したものであり、6か月齢頃との記載を引き続き記述することとしました。
- 去勢
 - WOAHコードでは、「痛みを伴う管理業務は、獣医師の勧告又は監督の下で実施される」と記載されていることから、「去勢を行う必要がある場合(中略)可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法及び時期について獣医師の指導を求め、(中略)必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う。」との記載を引き続き記述することとしました。
- 飼養方式
 - WOAHコードでは、「役用馬は、長期間、屋内に閉じ込めない」と記載されていることから、指針(案)の「屋内のみでの飼養を避ける」との記載に、「長時間屋内に閉じ込めない」を追記することとしました。

家畜の輸送に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

主な意見

- 家畜の輸送に携わる者の責務
 - ・ WOAHCコードに従い、「動物取扱者は、家畜の取扱いと移動に関して適切な訓練を受け、各々の責任に見合った経験と能力があり、また動物の行動パターンを知っており、実行すべき職務に必要な根本的な原則を理解していること」を追記すべき。
- 給餌・給水・休息
 - ・ 「長時間の輸送の場合は、適切に給餌・給水・休息をとることができるようにする」と記載されているが、短時間でも、適切な給餌・給水・休息は必ず義務化すべき。
- 清掃・消毒
 - ・ 「家畜の輸送に用いる車両・コンテナ・船舶等の家畜と接触する部分については、家畜輸送後に(中略)掃除、洗浄及び消毒を行い、清潔に保つ」と記載されているが、清掃等の責任者を追記すべき。
 - ・ 車両等の清掃等のための場所を「新たに」設ける必要がないと分かるよう、記載の内容を工夫すべき。
- 収容スペース
 - ・ WOAHCコードに従い、「家畜は、頭を冷やせる適切な頭上スペースがあることから、恩恵を受ける」を追記すべき。

指針での対応

- 家畜の輸送に携わる者の責務
 - ・ WOAHCコードの記載を踏まえ、「家畜取扱責任者は、(中略)家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ」を追記することとしました。
- 給餌・給水・休息
 - ・ WOAHCコードの記載を踏まえ、指針(案)の「給餌、給水及び休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する」との記載を引き続き記述することとしました。
- 清掃・消毒
 - ・ 清掃等の責任者は、輸送行程により異なることが想定されるため、一律な記載は記述しないこととしました。
 - ・ 敷地内や近隣に車両等の清掃等を行う適切な場所がない場合は、新たに清掃等のための場所を設けていただく必要があることから、指針(案)の「輸送に用いた車両、コンテナ及び船舶等の清掃、洗浄、消毒が行える場所を設ける」との記載を引き続き記述することとしました。
- 収容スペース
 - ・ WOAHCコードでは、当該記載は研究中(under study)と位置付けられていることから、記述しないこととしました。

家畜の農場内における殺処分に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

主な意見

- 農場内における家畜の殺処分に携わる者の責務
- WOAHコードに従い、「実施者は効果的な意識喪失や殺処分を通じて、動物の人道的殺処分を確保するものとする」を追記すべき。
- 法令に準拠した殺処分の方法の実施
- 用いてはいけない方法を明記し、これらの方法が社会的に容認されている通常の方法ではないことを十分に理解すべきである旨を追記すべき。
- 逆性石鹼や消毒薬といった、安楽死用ではない薬剤は動物の殺処分に使用すべきではない。
- 家畜の意識を喪失させる方法
- 力のない女性や適切な訓練を受けていない者では、鶏の頸椎脱臼は難しいため、電気機器を用いた意識喪失方法について追記すべき。
- 家畜の殺処分方法
- 銃弾を用いた安楽死は日本では難しいが、家畜銃のような産業銃は法的に可能なはず。

指針での対応

- 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務
- WOAHコードの記載を踏まえ、「実施者は、(中略)効果的な方法を用いて適切に意識喪失及び安楽死させられるよう」を追記することとしました。
- 法令に準拠した安楽死の方法の実施
- 指針(案)の「『動物の殺処分方法に関する指針(総理府告示)』には、(中略)社会的に容認されている通常の方法によること」とされており、アニマルウェルフェアの観点からもこれを遵守する必要がある」との記載を引き続き記述することとしました。また、WOAHコードの記載を踏まえ、通常安楽死の方法について、具体的な方法を追記することとしました。
- 農林水産省として、薬物の適切な使用を含め、農場内における適切な安楽死を推進しているところであり、WOAHコードの記載を踏まえ、致死薬物を用いた安楽死の方法を掲載することとしました。
- 家畜の意識を喪失させる方法
- WOAHコードの記載を踏まえ、家畜に対する電氣的意識喪失法と頸椎脱臼の併用を付録Ⅱに掲載することとしました。
- 家畜の安楽死方法
- 銃砲刀剣所持等取締法により、農場内で家畜を安楽死させる目的で殺銃を所持することは禁止されています。

「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 除角は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、角が未発達な時期（生後2か月以内）に行う。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。
- 断尾は、牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、行わない。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 搾乳作業は静かで思いやりのある方法で行う。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

第3 牛舎

【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼いで飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- カウトレーナーを使用する場合、適切な方法で設置し、使用する。
- フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭当たり1牛床を準備する。
- ミルキングパーラー、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起が無いよう、設計し、管理する。

第4 牛舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に、常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 乳用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 除角と去勢を行う際は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、
 - ・ 除角は角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用。
 - ・ 去勢は生後3か月以内に実施し、それ以降は必要と判断された場合は麻酔薬等を使用。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 脂肪交雑を高めるため、ビタミンAの給与量を制御する場合、「日本飼養標準」等を参照し、栄養の適切な給与に注意する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

第3 牛舎

【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- 放し飼い方式では、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。
- 追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう設計し、管理する。

第4 牛舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「豚の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 去勢、断尾、歯切り等の処置を行う際、獣医師等の指導の下、苦痛を可能な限り少なくする方法で行うこととし、必要に応じて獣医師による麻酔薬等の投与の下で行う。
- 歯切りを行う場合、歯の先端のみをやすりで研磨するか、ニッパーで適切に切断する。
- 未経産豚は、十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 豚の発育段階等に応じた適切な栄養素を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 豚舎

【実施が推奨される事項】

- 豚舎は、疾病、損傷及びストレスのリスクが軽減されるように設計し、建築し、維持管理するとともに、豚舎の破損箇所により豚が損傷しないよう注意する。

第4 飼養方式、構造及び飼養空間

【実施が推奨される事項】

- ストールは、壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるとともに、隣の豚を邪魔せず快適に横臥できる適切な大きさのものをを用いる。

【将来的に実施が推奨される事項】

- 豚は社会的な動物であり、群で生活することを好むことから、繁殖雌豚はなるべく群で飼うよう努める。

第5 豚舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 極度の高温、多湿及び低温は避けるよう、断熱材の利用や、窓の開閉、換気、通気等を行い、可能な限り適温を維持する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 豚のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等は行わない。
- ビークトリミングは、他の管理措置を講じても羽つつきを防止できない場合の最終的な手段として行い、その際は、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施し、必要最小限の部分のみを取り除くよう注意する。
- 誘導換羽を実施する場合、24時間以上の絶食は行わず、常に飲水可能とし、適切な光線管理を行う。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 鶏舎

【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

第4 飼養方式、構造、飼養空間及び付帯設備

【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。
- 平飼い方式の場合、おとなしい系統の選択や飼養空間の拡大、つつきをする鶏の分離等を行う。

【将来的な実施が推奨される事項】

砂浴びのエリア、ついばみのエリア、営巣のエリア及び止まり木を設ける場合、砂浴びなど特定の行動を促すよう、設計及び配置し、検査及び維持管理が容易なものとする。

第5 鶏舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等を行わない。
- 不要なストレスを与えないよう突発的な行動はせず、手荒な扱いは避け、損傷を与えないよう丁寧に取り扱う。
- 捕鳥は、なるべく薄暗い照明の下で、強い衝撃を与えないよう注意して行う。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 鶏舎

【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

第4 飼養方式、構造及び飼養空間

【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。

【将来的な実施が推奨される事項】

- ひなが地面に直接触れず、砂浴び及びついでを促すため、ほぐれて乾燥した敷料を提供することが望ましい。

第5 鶏舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 ブロイラーのアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「馬の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

※ 適用範囲: 本指針は、競馬や乗馬クラブ等で供用される馬を対象として想定していない。

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 一般的に使役作業には3歳以上の馬を用い、2歳未満の馬は使役作業に用いない。
 - 1日当たり最長使役時間は6時間とし、7日のうち少なくとも丸1日の休息を与える。
 - 蹄は、正しい知識と基本技術を習得のうえ、日常的に観察し、定期的に削蹄を行う。
 - 分娩する母馬には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。
 - 去勢が必要な場合は、可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法と時期について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、麻酔薬等を使用する。
- ### 【将来的に実施が推奨される事項】
- 7日のうち丸2日の休息が与えられることが望ましい。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 飼料は、質及び量ともにその生理学的要求や労働に必要なエネルギーを満たす飼料を過不足なく給与する。
- 急激な飼料変更等による消化不良等に対する影響を理解し、飼料配合や給餌プログラムを栄養の専門家に適切に相談する。

第3 厩舎

【実施が推奨される事項】

- 舎飼い方式で飼われている馬は、屋内のみでの飼養を避ける。
- 厩舎内は、鋭利な角や突起が無いよう、また、馬の前掻き等でできた凹凸は定期的に補修し、適切に維持する。

第4 厩舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、十分な水を給与し、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 馬が飼料や水の摂取等の行動を正常に行え、飼養者等が日常作業を支障なく行えるよう、適切な照明設備等を設置する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 馬のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「家畜の輸送に関する技術的な指針」の概要

第1 家畜の輸送に関する基本事項

【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取り扱い、責任を果たす。
- 家畜の輸送中は、家畜取扱責任者を置き、管理者又は運転手等がこれを務める。
- 輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。
- 輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。

第2 輸送の準備

【実施が推奨される事項】

- 輸送する家畜の管理、積込み及び積下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送行程計画を作成する。
- 輸送前に全ての家畜の健康状態や損傷の有無等を確認し、輸送が過度な負担にならないかなど輸送への適合性を判断する。

第3 輸送する家畜の管理方法

【実施が推奨される事項】

- 家畜の積込み及び積下ろしの際、家畜の嫌がる取扱いは避け、十分な時間を確保して作業する。
- 長時間の輸送の場合は、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに休息を与えるようにする。
- 輸送中の家畜の状況を定期的に観察する。

第4 輸送中の環境

【実施が推奨される事項】

- 家畜にとって暑すぎる場合は、直射日光を防ぐ等の暑熱対策を、寒すぎる場合は、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる。
- 輸送中の騒音は、可能な限り小さくし、家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。

第5 輸送のための施設等の構造

【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に使用する車両等は輸送する家畜に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能なものとする。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 天候悪化等による遅延や車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康等への悪影響を可能な限り小さくするため、危機管理マニュアル等を作成する。

第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標

- 家畜の輸送に関わる全ての者が、輸送の責任を果たすための測定指標として列挙。

「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の概要

* 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われる。

第1 本指針の範囲

- 本指針は、農場内における通常の安楽死の方法等について「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」を補完する。

第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務

【実施が推奨される事項】

- 実施者は、安楽死をさせる際に家畜に不要なストレスを与えないため、家畜の身体的構造等の必要な知識及び技術を習得する。
- 実施者は、安楽死をさせる際、自らの安全も考慮して、家畜の保定や安楽死等の作業を行う。

第3 農場内における家畜の安楽死計画

- 農場内における安楽死計画を作成する際のポイントを列挙。

第4 家畜の取扱い

【実施が推奨される事項】

- 家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死させる。

- 安楽死の対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように注意する。

第5 防疫管理等への配慮

【実施が推奨される事項】

- 安楽死は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理に配慮した方法で行う。
- 安楽死の実施場所や方法は、周辺地域に影響を及ぼさないように注意するとともに、死体の保管や処理方法を、あらかじめ決めておく。

第6 安楽死の手順

【実施が推奨される事項】

- 家畜を安楽死させる場合、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。
- 家畜の安楽死の方法として、頸椎脱臼、頭部切断、放血、致死薬物の投与等の方法がある。
- 家畜の農場内における安楽死の方法は、畜種や農場の設備等によって適切な方法が異なることから、それぞれの農場に適した方法を選択する。

新たな飼養管理指針及び関連資料の掲載場所

農林水産省

English ミニサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 畜産 > アニマルウェルフェアについて > アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」

- 飼養管理指針のポイント(PDF: 430KB)
- 国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付け5畜産第1062号) 地方農政局長等宛て(PDF: 319KB) 、国体宛て(PDF: 257KB) 、他省庁宛て(PDF: 232KB) 、農林水産省内宛て(PDF: 224KB)
- 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1063号)(PDF: 892KB)
- 肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1064号)(PDF: 542KB)
- 豚の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1065号)(PDF: 533KB)
- 採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1066号)(PDF: 400KB)
- ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1067号)(PDF: 369KB)
- 馬の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1068号)(PDF: 1,397KB)
- 家畜の輸送に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1069号)(PDF: 1,482KB)
- 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1070号)(PDF: 575KB)

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する参考資料

- Q&A(PDF: 1,221KB)
- チェックリスト(乳用牛)(PDF: 323KB) 、チェックリスト(乳用牛)(WORD: 81KB)
- チェックリスト(肉用牛)(PDF: 356KB) 、チェックリスト(肉用牛)(WORD: 77KB)
- チェックリスト(豚)(PDF: 342KB) 、チェックリスト(豚)(WORD: 73KB)
- チェックリスト(採卵鶏)(PDF: 453KB) 、チェックリスト(採卵鶏)(WORD: 69KB)
- チェックリスト(ブロイラー)(PDF: 389KB) 、チェックリスト(ブロイラー)(WORD: 62KB)
- チェックリスト(馬)(PDF: 316KB) 、チェックリスト(馬)(WORD: 72KB)
- チェックリスト(輸送)(PDF: 316KB) 、チェックリスト(輸送)(WORD: 124KB)

過去の指針についてはこちら

公益社団法人 畜産技術協会: アニマルウェルフェア (lin.gr.jp) (外部リンク)
公益社団法人 日本馬事協会 (bai.kyo.or.jp) (外部リンク)

●農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

・新たな指針本体、Q&A、チェックリスト等を掲載

●(公社)畜産技術協会ホームページ

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

・これまでの指針、現場で取り組む際の参考となる資料等を掲載

●WOAHコード(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

●採卵鶏のWOAH事務局案(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/event/88th-general-session-of-the-world-assembly-of-oie-delegates/#ui-id-3>

・SG/12CS1Aの93ページから記載があります。

4 (参考)アニマルウェルフェアに関する海外の動向について

採卵鶏の飼養形態及び主要国における規制の状況

【バタリーケージ】



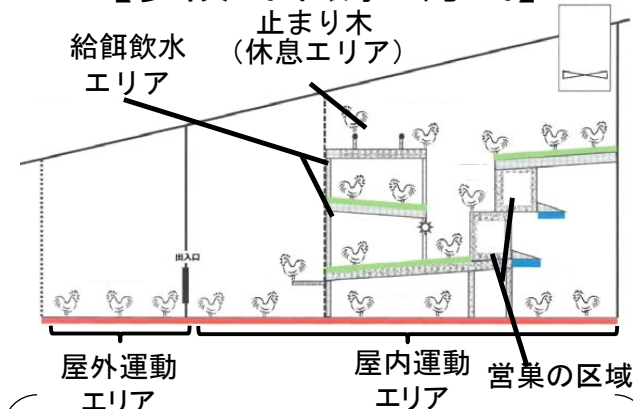
- ・ 健康状態や産卵状況の確認等の個体管理が行いやすい。
- ・ 闘争行動が軽減され、事故の発生等が生じにくい。
- ・ 鶏と排せつ物との接触が少なく衛生的。
- ・ 止まり木や営巣の区域などが設置されていないため、通常の行動様式を発現する自由は制限される。

【エンリッチドケージ】



- ・ 止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- ・ ケージ当たりの羽数が増えることで、つつき等の闘争行動が生じやすい。

【多段式平飼い方式】



- ・ 止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- ・ つつき等の闘争行動が生じやすい。
- ・ 破卵が生じやすく、鶏卵の品質管理に留意する必要がある。

WOAHコード
(令和3年5月案)

○

○

○

ケージ飼いの
割合 ※4

米国

○(一部の州は× ※1)

○(一部の州は× ※2)

○

72.2%

フランス

×

○

○

36.0%

ドイツ

×

○ ※3

○

5.5%

日本

○

○

○

94.3%

メキシコ

○

○

○

99.6%

※1：アリゾナ州、カルフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネバダ州、オハイオ州、オレゴン州、ワシントン州、ロードアイランド州、ユタ州。

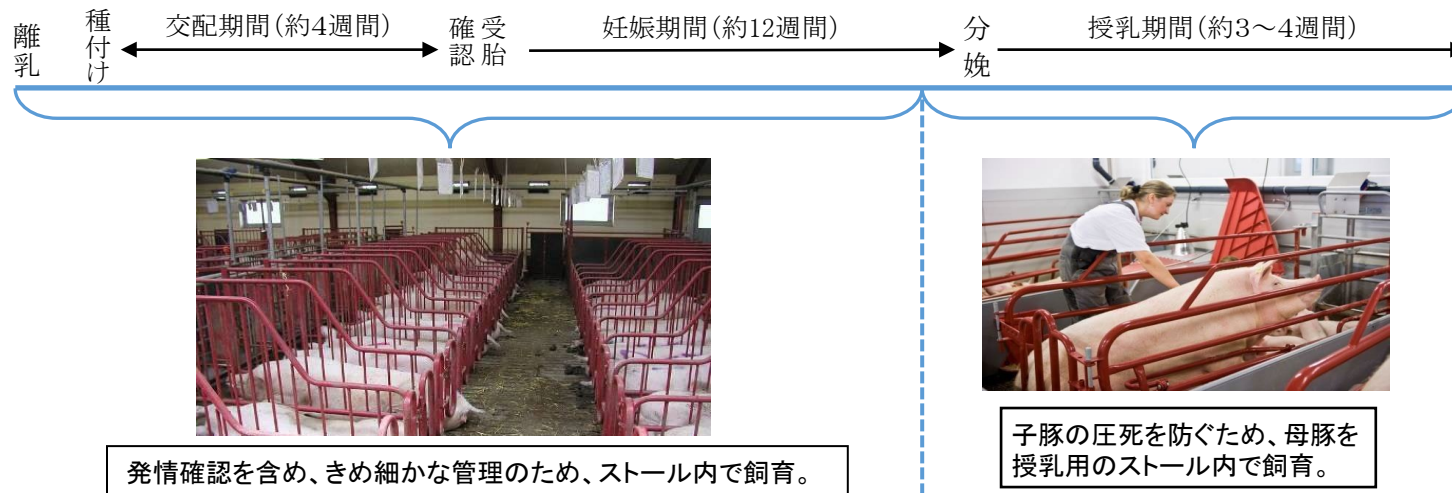
※2：アリゾナ州、カルフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネバダ州、オレゴン州、ワシントン州、ロードアイランド州、ユタ州。

(将来的な規制を含む。)

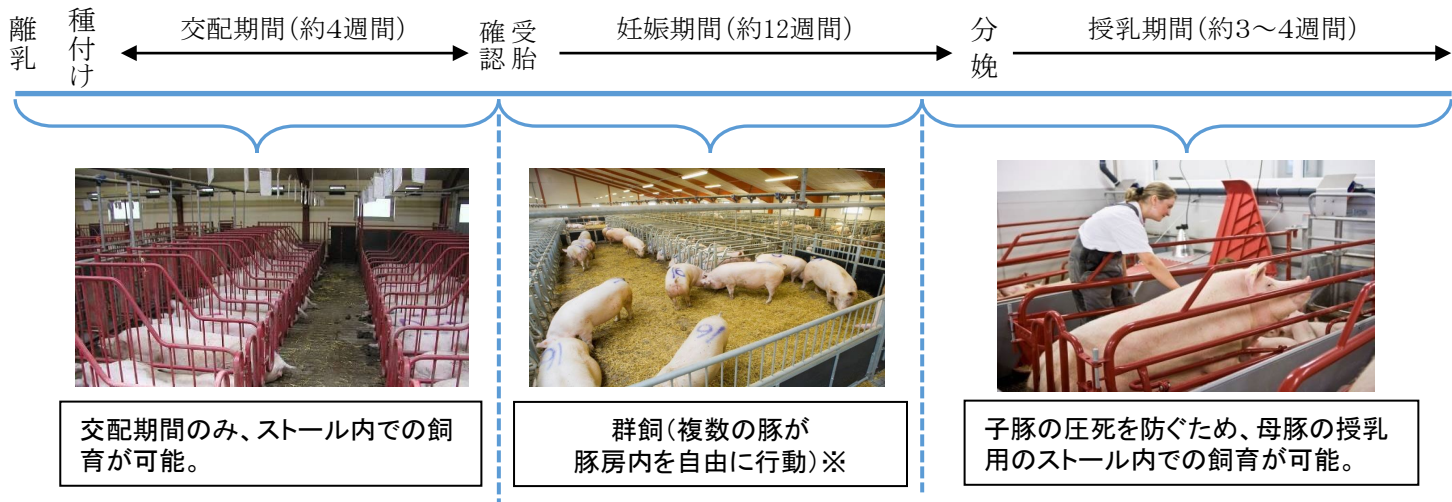
※3：2025年に禁止予定 ※4：民間団体（IEC）による2021年の調査

日本とEUの飼養方法の違い(養豚における例)

【日本における一般的な繁殖雌豚の飼養方法】 (アメリカやカナダにおいても、一般的な飼養方法。)



【EUにおける繁殖用雌豚の飼養方法】 (2013年1月以降、EU指令により加盟国に法制度を義務付け)



※種付けの4週間後に受胎を確認した後から分娩予定日の1週間前までの期間は群で飼育。

・ストール内での飼育と比べ、行動の自由度が大きい。

・細やかな個体管理が難しくなる。
・群内の順位を決めるための闘争行動等により、怪我をするリスクがある。